

ひがしひろしま墓園

ひがしひろしま墓園は快適な都市環境の実現と

周辺の自然環境との調和を図りながら

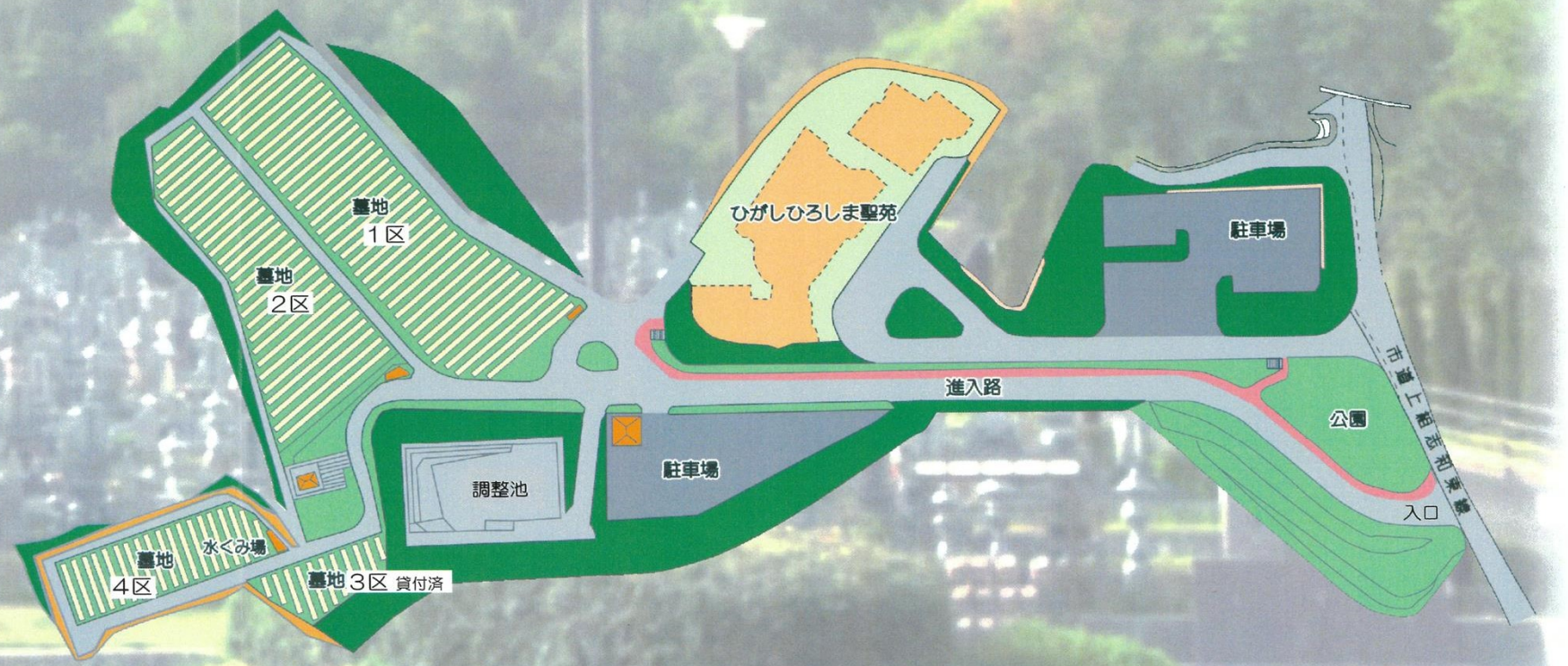
潤いとやすらぎがあり、市民の皆様が親しみを感じられ

気持ちよく墓参りできる墓地公園にしています。

墓園には、緑と光と空間を多く採り入れ

納骨堂、駐車場などを配置して

使用する人の立場になって整備しております。



募 集

1 募集区画数

- 設置墓地 1, 440区画（1区画4m²）
- 納骨堂 112室
- ※納骨堂の使用は、3年を限度とします。

2 申込者の資格

次の条件のいずれかに該当する方とします。

- ① 東広島市民の方で、東広島市に住民登録されている方。
 - ② 東広島市に本籍をおかれている方。
- ※その他の方でご希望される場合はご相談ください。

3 使用料・管理料

- | | | |
|-----------|---------------------|----------|
| ① 墓地永代使用料 | 4m ² 当たり | 800,000円 |
| ② 墓地永代管理料 | 4m ² 当たり | 100,000円 |
| ③ 納骨堂使用料 | 1室あたり | 月額1,000円 |
- (注) ■使用料とは、使用者の方に永代に墓地を使用していた
だく料金となります。

■管理料とは、墓園の清掃、樹木、園路、その他の補修
など、共用施設の維持管理に充てるものです。したがって
個々の墓地は、使用者で管理していただくことになります。

受付け・申込み

1 受付場所及び時間

- ① ひがしひろしま聖苑
☎(082)428-6663
1月1日以外の8時30分から17時まで

- ② 東広島市役所 生活衛生課
☎(082)422-1048
土、日曜日、祝祭日以外の8時30分から17
時15分まで

2 申込みに必要なもの

- ① 墓地（納骨堂）使用許可申請書
- ② 住民票の写し（本籍の表示されたもの） 1通
- ③ 印鑑（認印）

3 申込みについての注意事項

- ① 原則1世帯1区画です。
- ② 墓地に設置できる墳墓は、1区画につき1基です。
- ③ 代理申込みはできません。
- ④ 申込みの内容について虚偽の記載があるときは無効とします。
- ⑤ その他不正な手段をもって申込みをされた場合は、無効とします。

4 使用者の決定方法

受付先着順に使用者を決定します。

5 使用料等の払込方法

使用料及び管理料については、受付け後、納付書をお送りし
ますので、指定期日（納入期限）内に東広島市が指定する金融
機関へ払い込んでください。

後日、使用許可証を郵送いたします。

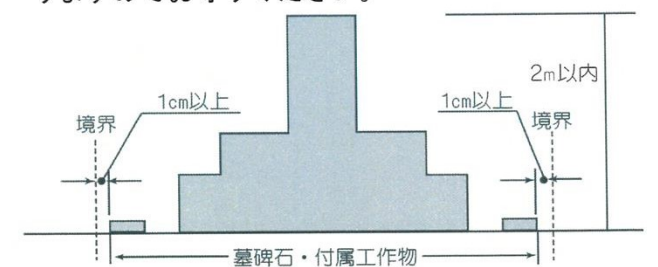
(注) 指定期日までに、払込みの無いときは、使用をお断りす
ることになりますのでご注意ください。

6 墓地の返還

- 使用墓地が不要になったとき、使用者はただちに原状
に回復して返還してください。
- 既納の使用料及び管理料は原則として還付いたしません。
ただし、許可を受けた日から5年以内に限り使用者
が使用権を返還する場合（原状に回復して）は、使
用料及び管理料の半額を還付します。

制限・その他

- ① 墓地には、焼骨以外は埋蔵することができません。
（納骨堂も同じ）
- ② 墓地は、分譲ではありません。「許可」により、使用され
る権利すなわち使用権を取得されたことになります。
- ③ 墓地内の墓石などの建築物には高さなどの制限があ
りますのでお守りください。



※植栽は禁止します。
※巻石（境界石）は15cm以下

- ④ 墓地の使用の際は、法令及び東広島市の条例等を遵
守し、市長の指示に従ってください。
- ⑤ その他不明な点は、下記へお問い合わせください。

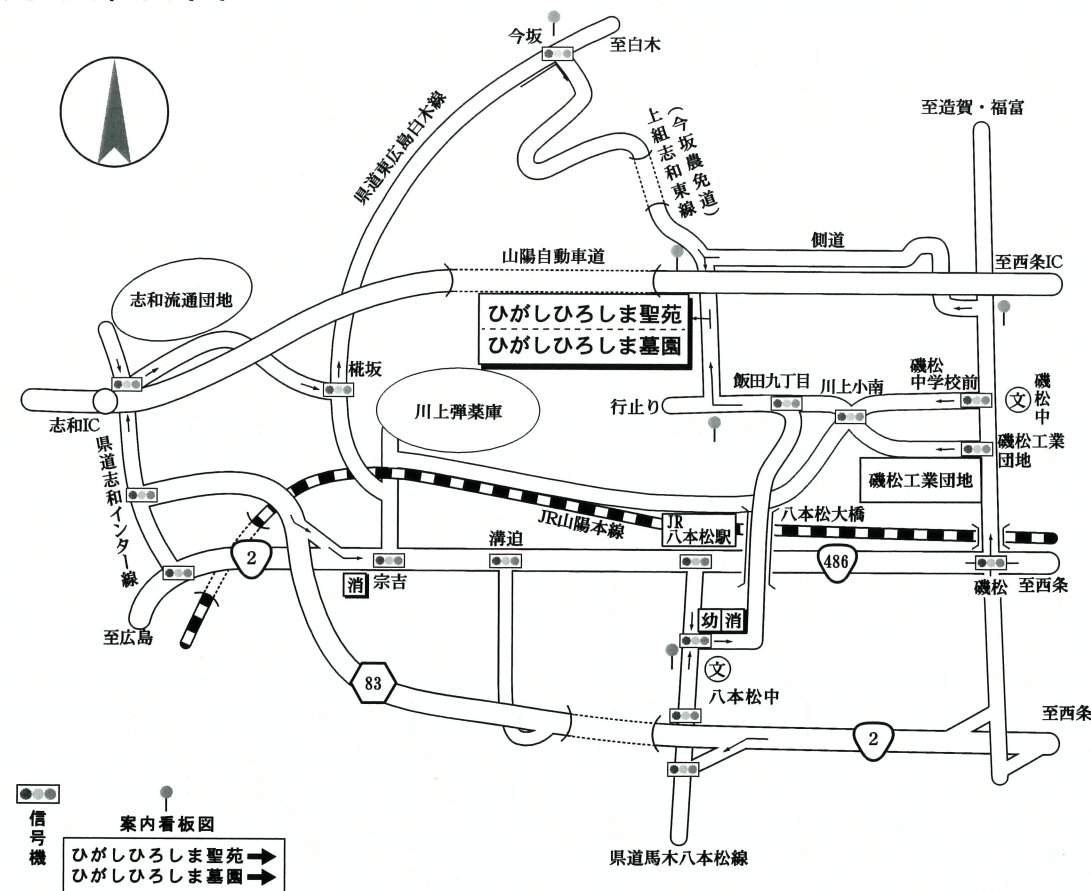
ひがしひろしま聖苑事務所 ☎(082)428-6663
(指定管理者：シナジー・五輪グループ共同企業体)
東広島市 生活衛生課 ☎(082)422-1048

ひがしひろしま墓園



東広島市

■ 現地案内図



ひがしひろしま墓園
東広島市八本松町宗吉 10056 番地